

東日本大震災の被災者を対象とした 生活復興支援資金貸付のご案内

1. 生活復興支援資金とは

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

生活復興支援資金は、東日本大震災により被災した低所得世帯に当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援するための資金です。



1. 資金の内容(概要)

(1) 一時生活支援費

生活復興に向けた取組みを行い、今後、就職や自営業の再開、または、義援金や保証金、生命保険等の支払い等、今後の生活の目処が立つまでの当面の生活費の貸付

【貸付限度額】 ※いずれも6か月以内
(単身世帯) 月額15万円以内の必要額
(複数世帯) 月額20万円以内の必要額

(2) 生活再建費

転居費用、家具什器費、車両購入費用、その他生活復興のために必要な費用の貸付

【貸付限度額】
80万円以内の必要額

(3) 住宅補修費

住宅補修等に必要の費用

【貸付限度額】

250万円以内の必要額
※震災発生時に居住していた住居のある都道府県で申請する。

2. 貸付対象世帯

(1) 東日本大震災により被災した世帯(下記のいずれか)

- ①震災に伴い、「り災証明書」「被災証明書」「り災届出証明書」のいずれかが発行されている世帯
※住宅補修費の申請の場合は、「り災証明書」の提出が必要
(震災には、平成23年3月12日に長野県北部で発生した地震、平成23年3月16日に静岡県で発生した地震も含む)
- ②震災発生時の居住地が、原発事故に伴い設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域であることが確認できる世帯

(2) 震災前まで生計を維持していた低所得世帯または、震災により低所得世帯になった世帯

「低所得世帯」とは、震災前3か月の収入の平均または、震災後の収入が低所得世帯の収入基準(H23年度の場合、単身:177,000円、2人世帯:261,000円、3人世帯:319,000円、4人世帯:376,000円、5人世帯411,000円)以下の世帯。

(3) 東京都内に住居を有するか、または今後当面の間、東京都内に居住して生活復興に向けた取組みを行う世帯

(「住宅補修費」は、東京都内で被災し、被災した住宅等の補修が必要な場合のみ対象)
※一時生活支援費は下記の世帯は対象外
○生活保護申請予定、受給中、及び受給後就労自立していない世帯

3. 貸付対象者(借受人となる方)の要件

(1) 世帯の生計中心者であること。

※ただし、生計中心者の死亡等の場合は、今後、世帯の生計中心者となる方を対象とする。

(2) 今後、生活再建のための取組みを行い、社協による支援を受けることに同意が得られること。

(3) 生活再建後は、就労収入等により償還が見込めること。

(4) 健康であり、契約締結が可能な状態の方(65歳以上の方の場合は別途条件あり)。

〔65歳以上の方の場合の条件〕 ①震災までは就労していたこと

②貸付期間終了後に元の仕事に復帰できる見通しが高い、又は新たな仕事が決まっていること

(5) 自己破産の予定がないこと。

(6) 社会福祉協議会が債権者である貸付資金の連帯保証人になっていないこと。

※一時生活支援費は下記の方は対象外

- 失業給付受給中(受給資格がある場合も含む)
- 訓練・生活支援給付受給中(申請予定の場合も含む)
- 公的年金受給中(受給資格がある場合も含む)

4. 貸付の条件

(1) 連帯保証人 原則として、連帯保証人が必要。立てられない場合は有利子での貸付可。

(要件)65歳未満であり、低所得世帯の収入基準以上の収入がある別世帯の人(要件を満たす人がいない場合は要相談)

(2) 貸付利率 連帯保証人を立てた場合は無利子、立てられない場合は年1.5%の有利子。

(3) 返済期間 一時生活支援費の貸付終了の翌月から2年以内の据置期間を経て、20年以内で返済。

(※ただし、最終償還年齢75歳。貸付金額により、返済期間の目安あり。)

※虚偽の申請や不正な手段により貸付けを受けた場合、貸付金を即時に一括返済していただきます。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯は借入申込ができません。

2. 資金の内容

★資金交付後に領収書等をご提出いただき、資金使途の確認を行います

一時生活支援費

◆生活復興に向けた取組みを行い、今後、就職や自営業の再開、または、義援金や保証金、生命保険等の支払い等、今後の生活の目処が立つまでの当面の生活費の貸付。

【貸付月額】(単身世帯)15万円以内の必要額
(複数世帯)20万円以内の必要額

- 世帯の家計費を計算し、必要な金額の貸付を行います。
- 偶数月に2か月分ずつ送金する分割交付となります。

【貸付期間】 通算6か月以内

- 6か月以内で延長及び再貸付が可能。
- 他県に転居する場合は残りの期間を辞退し、転居先の道府県で残りの月数分を申請します。



【貸付期間中の支援】

- 「生活復興計画」を立て、それに基づき復興に向けて取り組んでいただきます。
- 原則的に2か月に1回、社協の窓口で面接し、世帯状況や収入状況の変化、復興に向けた取組み状況の報告をいただき、相談・支援を行います。

※「被災証明書」「災証明書」の発行に時間がかかるため、申請書の写しを添付して申請した場合は、当初申請は3か月以内です。

生活再建費

◆下記の内容について、借入が必要な時期に利用

◆生活再建の為に真に必要な場合、貸付限度額の残額の範囲で再貸付を検討する
(避難先と被災地間を移動する必要がある場合の旅費を除き、同一理由での再貸付は不可)

【貸付限度額】 80万円以内

家具什器費等

- 返済のことを考慮し、できるだけ借入額は少額に抑さえ、必要最低限の品物の購入に限ってご検討下さい。

- 東京都および日本赤十字社による避難世帯への家財や家電製品等の支援が受けられる世帯は、その内容や支給時期を考慮して借入れをご検討下さい。

(単身世帯) 10万円を上限として必要額
(複数世帯) 15万円を上限として必要額



転居や住宅入居費用

【対象経費】

- 敷金・礼金等、入居に際して当初の支払いを要する賃料、共益費、管理費、不動産仲介手数料、火災保険料、入居保険料、転居の為の運送費用

【入居する住居の家賃額】

- 現在、生活可能な収入がない世帯の場合は、単身世帯53,700円以内(千代田、中央、港区は69,800円以内) 複数世帯69,800円以内 ※生活保護の住宅扶助と同基準

- 現在、生活可能な収入がある世帯の場合は、概ね月収の3分の1以内

【申請する地区】

- 都内での転居は、現在お住まいの地区で申請します。都外への転居の場合は、転居先の道府県での申請となります。



住宅補修費

◆東京都内で被災し、被災した住宅等の補修が必要な場合の費用
(震災発生時に居住していた住居のある都道府県で申請)

【貸付限度額】 250万円以内

【対象経費】

- 半壊、一部損壊等、震災により住宅等が受けた被害の程度に応じて必要とされる補修・保身に係る費用。
- 全壊に伴い建替えが必要な場合は対象外。

【民生委員の支援】

- 申請前にお住まいの地域の民生委員が訪問し、面接及び補修を必要とする住宅等の現地確認を行います

【貸付要件】

- 日常生活の便宜上、改修・整備する必要があること。
- 未発注・未払いであること。
- 対象となる住宅等の補修工事の規模(総費用額)は750万円(貸付限度額の3倍)程度を上限とし、他からの借入れがないこと。
- 賃貸物件の補修は、原則として対象外。
- 災害援護資金の対象となる世帯は原則として対象外。ただし、災害援護資金で賄えない費用がある場合や災害援護資金の貸付が行われるまでの間に早急に貸付が必要な場合は検討。



車両購入費 ※東京都内で被災した世帯は対象外

- 生活を復興するにあたり日常生活において居住地域の交通事情や、世帯の生活状況等により特に自動車の利用が必要と考えられる場合に貸付対象となります。

- 未発注・未払いであり貸付決定まで待つことが可能であること、世帯内に運転者がいること、駐車場を確保できること、貸付限度額を超える場合は、残金を自己資金で用意できること等の条件があります。

- 買い替えの場合は、下記の①～③のいずれかに該当する場合のみ対象となります。

- ①走行距離5万キロ以上、②継続使用が困難な破損状態、③障害や疾病等により継続利用が困難になった

【対象車種】

- 車両本体価格 130万円以内
(中古車の場合は新車当時の価格が130万円以内)
- ガソリン車は排気量1500cc以下、ディーゼル車は排気量の制限はなし、原則として5ナンバーの車(全長470cm以下、全幅170cm以下、全高200cm以下)



避難先と被災地間を移動する場合の旅費

- 電車・バス・飛行機等公共交通機関の費用及び宿泊代。

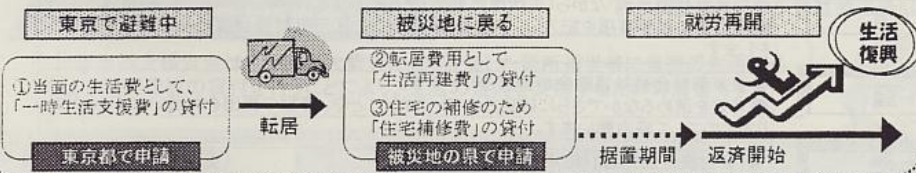
その他 生活復興のために必要な費用

- 生活復興に向けて必要とされる経費であり、今、支出の必要がある場合はご相談下さい。

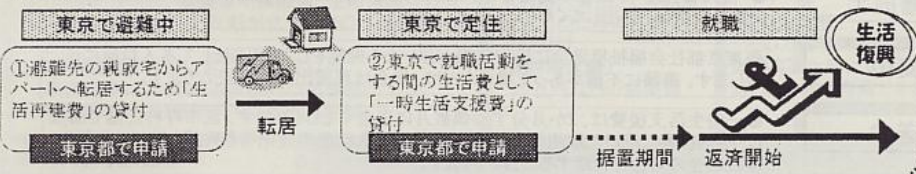
3. このような場合にご利用ください

★下記は例示です。組み合わせにより利用が可能な資金です

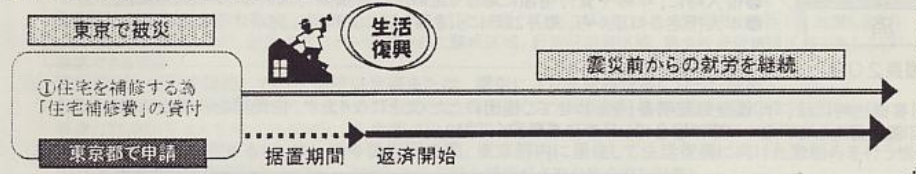
★東京で避難中だが数か月後に被災地へ戻る予定



★避難先の東京に定住して生活を再建する予定



★都内で被災した住居を直したい



4. 貸付制度の利用にあたってご検討ください

- 生活復興支援資金は、貸付制度です。
- 東京都内に避難中か、または東京都内に定住する方を対象として貸付けを行います。生活費の貸付である「一時生活支援費」の貸付期間は最長でも6か月間です。
- 「一時生活支援費」の貸付期間が終了して2年以内の据置期間後、ご返済が始まります。
- 借入金は、返済を要する「負債」となるため、今後の生活復興を考えて、必要最低限の金額に限定させていただきます。
- 震災により、失業した場合などは、6ヶ月間の貸付期間終了後は、東京都内に定住する場合は、就職活動をする間の生活費の貸付制度である「総合支援資金」の利用が考えられます(別途対象者要件があるため、該当するかどうか確認が必要です)。この利用期間は最長12か月です。
- 返済のことも視野に入れ、ご自身の状況によっては、他の支援制度を合わせてご検討ください。

5. 相談・貸付の流れ

| | |
|----------|--|
| 1. 貸付の相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●資金についての説明を受けます。 ●「生活復興支援資金相談カード」に必要事項を記入し、相談員と面接を行います。 |
| 2. 申請 | <ul style="list-style-type: none"> ●相談員と話し合いながら「生活復興計画」を作成します。 ●申込書に必要事項を記入し、申請書類を添えて、区市町村社会福祉協議会に申し込みをします。 |
| 3. 審査 | <ul style="list-style-type: none"> ●東京都社会福祉協議会が審査を行います。 ●審査を進めるなかでさらに確認させていただくことや、書類の提出をお願いすることがありますので、ご協力願います。 |
| 4. 貸付決定 | <ul style="list-style-type: none"> ●「貸付決定通知書」「借用書」等が届きます。 ●「借用書」は、借受人と連帯保証人それぞれが、ご自身で必要事項を記入・捺印してください。住所や氏名は印鑑登録証明書と同じ表記にしてください。 |
| 5. 借用書提出 | <ul style="list-style-type: none"> ●「借用書」と、「印鑑登録証明書※」（借受人・連帯保証人）「預金口座振替依頼書」を借用書の枚数分、提出してください。 |
| 6. 資金交付 | <ul style="list-style-type: none"> ●東京都社会福祉協議会に提出書類が届いたら確認をして、原則として本人口座に送金します。書類に不備があった場合などは、送金は再提出・確認後となります。 |
| 7. 継続送金 | <ul style="list-style-type: none"> ●一時生活支援費は、2か月分ずつ偶数月に送金するしくみです。区市町村社協で面接し、生活復興に向けた取組みの状況や世帯の収入状況の変化等を確認させていただき、継続送金の可否を判断することになります。 |
| 8. 据置期間 | <ul style="list-style-type: none"> ●2年以内で設定した据置期間を経て返済開始となります。 |
| 9. 返済 | <ul style="list-style-type: none"> ●借入時に、年齢や貸付金額に応じて定めた返済期間で返済していただきます。 ●本人指定の口座から、毎月22日に引き落としになります。完済するまでご返済が続きます。 |

最長20年

※借用書提出時には、「印鑑登録証明書」をあわせてご提出いただくこととなります。住民票を被災地に残したままである、印鑑登録をしていない 等の場合は、早めにご準備ください。

ご相談はお住まい（避難先）の地区の社会福祉協議会へ



| 社協名 | 電話番号 | 社協名 | 電話番号 | 社協名 | 電話番号 |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 千代田区社会福祉協議会 | 03-5282-3711 | 葛飾区社会福祉協議会 | 03-5698-2457 | 東久留米市社会福祉協議会 | 042-420-9294 |
| 中央区社会福祉協議会 | 03-3206-0506 | 江戸川区社会福祉協議会 | 03-5662-5557 | 武蔵村山市社会福祉協議会 | 042-566-0061 |
| 港区社会福祉協議会 | 03-3431-9988 | 八王子市社会福祉協議会 | 042-620-7282 | 多摩市社会福祉協議会 | 042-373-5622 |
| 新宿区社会福祉協議会 | 03-5273-3541 | 立川市社会福祉協議会 | 042-529-8300 | 稲城市社会福祉協議会 | 042-378-3366 |
| 文京区社会福祉協議会 | 03-3812-3170 | 武蔵野市民社会福祉協議会 | 0422-23-0701 | 羽村市社会福祉協議会 | 042-554-0304 |
| 台東区社会福祉協議会 | 03-5828-7547 | 三鷹市社会福祉協議会 | 0422-46-1108 | あきる野市社会福祉協議会 | 042-559-6711 |
| 墨田区社会福祉協議会 | 03-3614-3902 | 青梅市社会福祉協議会 | 0428-22-1111 | 西東京市社会福祉協議会 | 042-438-3771 |
| 江東区社会福祉協議会 | 03-3647-1898 | 府中市社会福祉協議会 | 042-360-9996 | 瑞穂町社会福祉協議会 | 042-557-0159 |
| 品川区社会福祉協議会 | 03-5718-7171 | 昭島市社会福祉協議会 | 042-544-0388 | 日の出町社会福祉協議会 | 042-597-4848 |
| 目黒区社会福祉協議会 | 03-3711-4995 | 調布市社会福祉協議会 | 042-481-7693 | 檜原村社会福祉協議会 | 042-598-0085 |
| 大田区社会福祉協議会 | 03-3736-2021 | 町田市社会福祉協議会 | 042-722-4898 | 奥多摩町社会福祉協議会 | 0428-83-3855 |
| 世田谷区社会福祉協議会 | 03-3419-2611 | 小金井市社会福祉協議会 | 042-386-0294 | 大島社会福祉協議会 | 04992-2-3773 |
| 渋谷区社会福祉協議会 | 03-5457-2200 | 小平市社会福祉協議会 | 042-344-1217 | 利島村社会福祉協議会 | 04992-9-0018 |
| 中野区社会福祉協議会 | 03-5380-5775 | 日野市社会福祉協議会 | 042-582-2319 | 新島村社会福祉協議会 | 04992-5-1239 |
| 杉並区社会福祉協議会 | 03-5347-3134 | 東村山市社会福祉協議会 | 042-394-6333 | 神津島村社会福祉協議会 | 04992-8-0819 |
| 豊島区社会福祉協議会 | 03-3981-2930 | 国分寺市社会福祉協議会 | 042-324-8311 | 三宅村社会福祉協議会 | 04994-5-7051 |
| 北区社会福祉協議会 | 03-3907-9494 | 国立市社会福祉協議会 | 042-575-3226 | 御蔵島村社会福祉協議会 | 04994-8-2508 |
| 荒川区社会福祉協議会 | 03-3802-3155 | 福生市社会福祉協議会 | 042-552-2121 | 八丈町社会福祉協議会 | 04996-2-2609 |
| 板橋区社会福祉協議会 | 03-3964-0556 | 狛江市社会福祉協議会 | 03-3488-0294 | 青ヶ島村社会福祉協議会 | 04996-9-0111 |
| 練馬区社会福祉協議会 | 03-3991-5560 | 東大和市社会福祉協議会 | 042-564-0012 | 小笠原村社会福祉協議会 | 04998-2-2486 |
| 足立区社会福祉協議会 | 03-3880-5740 | 清瀬市社会福祉協議会 | 042-495-5333 | | |

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 TEL:03-3268-7173